統計関連学会連合大会　組織委員会運用規則

一般社団法人　統計関連学会連合

総則

第１条

この規則は，統計関連学会連合大会組織委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は，一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の規程第６条に基づく委員会である。

目的

第２条

本委員会は，統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という）の組織・運営に関する重要事項を決定し，連合大会の円滑な運営に資することを目的とする。

構成員

第３条

本委員会は，次の委員をもって構成する。

(1)　連合理事

(2)　連合大会プログラム委員会委員長，および当該委員長が指名する同委員会委員

(3)　連合大会運営委員会委員長，および当該委員長が指名する同委員会委員

(4)　連合大会実行委員会委員長，および当該委員長が指名する同委員会委員

委員の任期

第４条

委員の任期は，連合理事の任期と同じとする。

委員長

第５条

委員会には委員長を１名置く。委員長は連合理事会理事長が務める。

経費

第６条

委員会の運営に必要とされる経費は，連合大会会計より支出される。経費は委員長が管理する。

報告義務

第 7 条

委員長は，連合理事会において，活動状況について報告する。

付則

1. この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則の改定は，理事会で行う。